

## 新型コロナウイルス感染者に係る関係事業所における対応

(通所サービス・短期入所サービス)

鴨川市介護サービス事業所協議会

### ①利用者が感染者と特定された場合

- ・保健所と協議しながら、事業所を一時休止する。
- ・保健所の指示により、陽性者との接触者リスト作成や陽性者の行動状況等の調査に協力する。
- ・他事業所への情報提供を行う。
- ・保健所の指示により、事業所内の消毒を実施する。

### ②感染者発生施設を利用していた利用者がいた場合（併用利用者）

- ・事業所において、利用者が「感染が疑われる者」と長時間接触したと判断した場合、感染者発生施設と連携し、当該利用者に対し自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- ・当該利用者の居宅介護支援事業所へ報告し、必要となる代替サービスの調整を依頼する。
- ・当該利用者が利用している他サービス事業者への情報共有を居宅介護支援事業所へ依頼する。

※「感染が疑われる者」とは

- ・息苦しさ、強い倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある者
- ・高齢者等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者
- ・医師が総合的に判断した結果、感染を疑う者
- ・PCR検査の確定前の者

### ③利用者が保健所から濃厚接触者と特定された場合

- ・ 即、濃厚接触者の利用を中止する。  
自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- ・ 当該利用者の居宅介護支援事業所へ報告し、必要となる代替サービスの調整を依頼する。
- ・ 保健所と協議しながら、事業所の一時休止を検討する。

### ④利用者が発熱した場合

- ・ 家族等の協力を得て、利用者が送迎車に乗る前に検温し、発熱が認められた場合は利用をお断りし、医療機関の受診を勧める。
- ・ 利用者がサービス利用中に発熱した場合、当該利用者のサービス利用を中止し、医療機関の受診を勧める。
- ・ 発熱により利用を断った場合は、居宅介護支援事業所に報告し、代替サービスの調整を依頼する。
- ・ 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、当該利用者の利用を中止する。

## ⑤家族等が感染拡大地域から帰省した場合

- ・感染拡大地域から家族等が帰省したことだけをもってサービス利用を拒むことは正当な理由に該当しないことから、サービス利用を拒否することはできない。

令和3年2月8日付事務連絡 介護保険最新情報 Vol920 「新型コロナウイルス感染症に係る在宅要介護（要支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について」を参照。

※現行制度上の正当な理由とは

- ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③その他、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

- ・事業所において、利用者が「感染が疑われる者」と長時間接触したと判断した場合、感染者発生施設と連携し、当該利用者に対し自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- ・感染拡大地域から家族等が帰省した場合は、感染拡大の予防が目的であることを丁寧に説明し、情報提供をいただくよう家族等に依頼する。

## ⑥市内（圏域内）で感染が拡大している場合

- ・複数施設を利用している利用者について、感染予防の観点から本人、家族、居宅介護支援事業所と相談し、利用施設の一時的な一本化を検討する。

※市内（圏域内）で感染が拡大している場合とは・・・

- ・市内で多数の感染者やクラスターが発生した場合
- ・市内の複数の事業所で感染者が確認された場合 など